

第 1 章 総説

第 1 節 沿革

明治 8 年に度量衡取締条例（太政官達第 1 3 5 号）が制定され、同 2 4 年度量衡法が公布され、本県においては明治 3 1 年千葉市内に千葉県常置度量衡検定所を設置し、その後経済部商工課に計量係を置き、本県における計量行政が本格的に開始された。

年月	事項
昭和27年 3月	計量法の施行に伴い計量検定所と改称
昭和28年12月	千葉市吾妻町 3 丁目 1 番地に庁舎を建設
昭和38年12月	千葉市作草部町 8 9 9 番地に移転 国有財産（旧気球連隊施設・一部県有財産）を借用 総務課・業務課を設置
昭和39年 4月	業務課を検定課と検査課に分離し、総務課・検定課・検査課に改組
昭和39年 6月	新庁舎建設
昭和39年12月	国有財産の一部を取得（木造平屋建25.146㎡）
昭和40年 3月	タクシーメーター検査場を新築
昭和41年 4月	検定課を検定第一課と検定第二課に分離し、総務課・検定第一課 検定第二課・検査課の 4 課に改組
昭和49年 4月	検査課を検査第一課・検査第二課に分離し、総務課・検定第一課 検定第二課・検査第一課・検査第二課の 5 課に改組
昭和53年 3月	借用国有財産のうち建物、工作物を取得
昭和53年 4月	土地賃貸借契約を締結
昭和54年12月	土地賃貸借契約変更（17.74㎡追加契約）
昭和56年 6月	検査第一課を検査課に検査第二課を指導課に改組
昭和59年12月	検定作業場を新築
昭和63年 4月	検査課を検査第一課と検査第二課に分離し、総務課・検定第一課・検定第二課・ 検査第一課・検査第二課・指導課の 6 課に改組
平成 4年 4月	千葉市の政令指定都市移行に伴い住所表示を「千葉市稲毛区作草部町 8 9 9 番地」に変更
平成 7年 2月	住居表示に関する法律に基づき、住所表示を「千葉市稲毛区作草部一丁目 1 8 番 3 号」に変更
平成 7年 4月	企画啓発課を新設、検査第一課と検査第二課を統合し、総務課・企画啓発課・ 検定第一課・検定第二課・検査課・指導課の 6 課に改組
平成17年 4月	検定第一課と検定第二課を統合し、総務課・企画啓発課・検定課・検査課・ 指導課の 5 課に改組
平成18年 4月	企画啓発課と指導課を統合し、総務課・企画指導課・検定課・検査課の 4 課 に改組
平成20年 4月	総務課と企画指導課を統合し、総務企画課・検定課・検査課の 3 課に改組
平成21年 4月	検定課と検査課を統合し、総務企画課と検定・検査課の 2 課に改組

第2節 組織及び職員の配置

1 組織

総務企画課	1 人事、公印、企画、調整
	2 予算、決算、財産・物品管理、庁舎管理
	3 計量業務の企画・調整
	4 適正な計量の普及啓発
	5 計量証明事業者に係る事務
	6 特定計量器の製造、修理、販売事業者に係る事務
	7 適正計量管理事業所に係る事務
	8 立入検査及び指導
	9 計量に関する技術相談
	10 他の課に属さない事務
検定・検査課	1 タクシーメーターの装置検査
	2 質量計（はかり）の検定
	3 燃料油メーターの検定
	4 液化石油ガスメーターの検定
	5 ガスメーターの検定
	6 量器用尺付タンクの検定
	7 アネロイド型圧力計・血圧計の検定
	8 温度計、浮ひょう等の検定
	9 基準器検査
	10 計量器の改善・指導
	11 特定計量器の定期検査
	12 質量・体積に係る計量証明事業用計量器の検査
	13 定期検査に係る立入検査
	14 計量士の代検査に関する業務

2 職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

区分	事務・技術の別		計
	事務	技術	
所 長	—	1	1
次 長	1	—	1
総務企画課	2	3	5
検定・検査課	0	8	8
計	3	12	15